

平成26年

年末の交通安全県民運動

12月1日(月)～12月31日(水)



滋賀県一日交通安全大使
北野建設株式会社所属
フリースタイルスキー・モーグル
オリンピック選手 伊藤 みき さん



運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止 ～思いやりと反射材で輝く近江路～



運動の重点

- ① 高齢者の道路横断時、自転車利用時の交通事故防止
(特に、夕暮れ時と夜間の反射材の着用の推進とライト点灯の徹底)
- ② 危険ドラッグの使用・飲酒運転の根絶
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県交通政策課交通安全対策室 TEL 077(528)3682

●この印刷物は再生紙を利用しています

滋賀県交通政策課

検索

と、検索してください。



年末は重大な交通事故が多発する傾向にあります！



～Q&A～ 交通事故から身を守るために



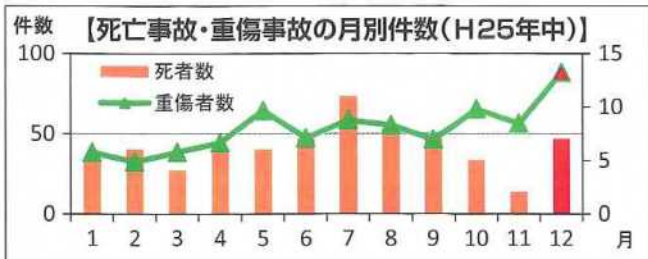
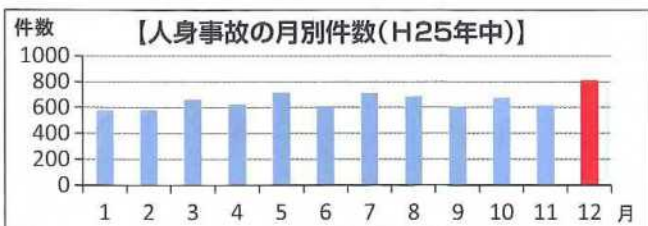
● 子どもと高齢者の交通事故防止 ～思いやりと反射材で輝く近江路～

Q. (質問) 1年で交通事故が多い月は何月でしょうか？

A. (答え) 12月(年末)です。

昨年(平成25年)中、滋賀県内の交通事故発生件数が最も多かった月は、**12月で809件**でした。

また、死亡事故は7件、重傷事故は82件と年末は重大な交通事故も多発しています。



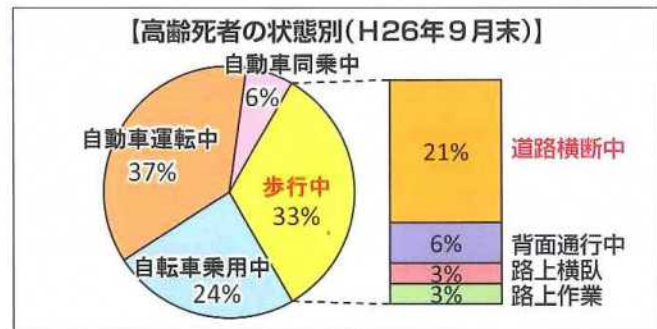
● 高齢者の道路横断時、自転車利用時の交通事故防止

(特に、夕暮れ時と夜間の反射材着用の推進とライト点灯の徹底)

Q. (質問) 高齢者が被害にあう交通死亡事故はどんな事故類型が多いのでしょうか？

A. (答え) 道路横断中と自転車乗用中です。平成26年9月末の高齢死者は33人で、うち歩行中が11人、自転車乗用中が8人でした。また、歩行中の11人のうち、7人が**道路を横断中に事故**にあっています。

高齢者の歩行中の死亡事故は全て夜間の発生で、夜間の交通事故を防ぐには、歩行者も自転車利用者も反射材の着用が効果的です。



● 危険ドラッグの使用・飲酒運転の根絶

Q. (質問) 危険ドラッグってどんなもの？

A. (答え) 危険ドラッグは、覚せい剤や大麻等の規制薬物と類似した化学物質を混入させた植物片等で規制薬物と同様の有害性が疑われるものです。

厚生労働省が指定薬物とした危険ドラッグを所持することや、使用することは**犯罪**です。

また、指定薬物以外の危険ドラッグも無承認無許可医薬品とみなされるものです。

危険ドラッグを使用すると身に重大な影響を及ぼし、正常な運転ができません。



Q. (質問) 飲酒運転の罰則は？

A. (答え) 飲酒運転の罰則は下表のとおりです。飲酒運転の車両への**同乗**、飲酒運転者への**車両提供**、**酒類提供**も処罰の対象です。

	点数	罰則
酒酔い運転	35	5年以下の懲役、または100万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25以上	3年以下の懲役、または50万円以下の罰金
	0.15以上 0.25未満	

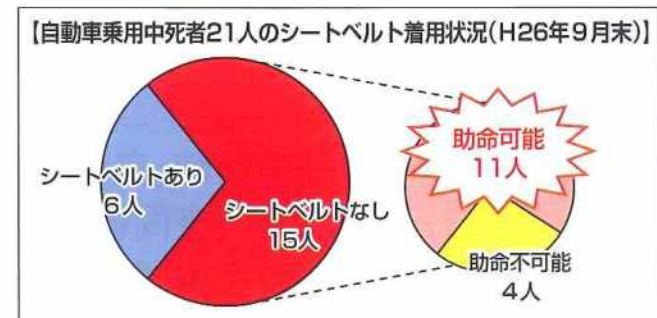
※上記0.25および0.15は、呼気1リットル中のアルコール量(mg)

● 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の推進

Q. (質問) シートベルトを締めていれば、助かった可能性がある人は何人いますか？

A. (答え) 平成26年9月末の自動車乗用中(運転中、同乗中)の死者は21人でした。

うち、シートベルト非着用が15人で、**11人**はシートベルトを着用していれば助かった可能性があります。



肩ベルトは、首やあごにかからず肩の中央部から胸の前を通す



ベルトは、ねじれや緩みがないようにする

バックルをカチッと音がするまで差し込む